



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年8月20日火曜日 第31号

◇ 目 次 ◇

県統計調査の実施.....	(子育て支援課) ...	328
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(9件).....	(経営支援課) ...	328
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	333
落札者等の告示.....	(土木管理課) ...	334
土砂災害警戒区域の指定.....	(砂防課) ...	334
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	(") ...	336
土地改良区役員の就退任の届出(3件).....	(中予地方局農村整備課) ...	346
土地改良区の定款変更の認可.....	(") ...	347
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	347
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	348
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	348
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	348
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	349
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(南予地方局地域福祉課) ...	349
建設業者の許可の取消し.....	(南予地方局管理課) ...	349

公 告

I C 免許証記載事項変更装置の借入れ..... (警察本部会計課) ... 349

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第432号

愛媛県子どもの生活実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規定により告示する。

令和元年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

子どもの成育環境全般について、子ども及び保護者の生活環境、健康・食習慣、家庭の経済状況、意識等を調査することにより、子ども・子育て支援の取組の推進を図るための基礎資料とする。

2 調査対象の範囲

- (1) 子どもへの調査：小学2年生及び5年生、中学2年生並びに高校2年生
- (2) 保護者への調査：3歳児、小学2年生及び5年生、中学2年

生並びに高校2年生を養育中の保護者

3 報告を求める事項

- (1) 子どもへの調査：生活状況、健康・食習慣、学校生活、将来希望等
- (2) 保護者への調査：生活状況、健康・食習慣、就労状況、養育意識等

4 報告を求める事項の基準となる期日

調査票発送日から調査票回収日の間の任意の1日

5 報告を求める者

子どもと保護者約43,200人

- (1) 子どもへの調査：約16,600人
- (2) 保護者への調査：約26,600人

6 報告を求めるために用いる方法

市町及び学校を通じた調査依頼票配付による自計方式

7 報告を求める期間

令和元年9月9日(月)から10月9日(水)までの間

○愛媛県告示第433号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年8月20日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
サニーマート衣山店	松山市衣山一丁目17番地 外	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社サニーマート 高知県高知市知寄町二丁目1番37号	株式会社サニーマート 高知県高知市山手町81番地	平成30年 2月15日	令和元年 7月31日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社サニーマート 高知県高知市知寄町二丁目1番37号	株式会社サニーマート 高知県高知市山手町81番地		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第434号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ダイレックス伊予店	伊予市下吾川字南西原1603番 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	令和元年 7月30日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第435号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ダイレックス北宇和島店	宇和島市伊吹町字中屋甲1343番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	令和元年 8月5日
ダイレックス伊予津島店	宇和島市津島町高田内128番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 大鷲 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	平成26年 6月24日	
			ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第436号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに鬼北町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ダイレックス広見店	北宇和郡鬼北町大字芝58番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 大鷲 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	平成26年 6月24日	令和元年 8月5日
			ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに鬼北町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第437号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイレックス愛南店	南宇和郡愛南町御荘平城3995番地 1	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 大鷹 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	平成26年 6月24日	令和元年 8月5日
			ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに愛南町役場において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第438号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ダイレックス伊予大洲店	大洲市東大洲777番 1 外 7 筆	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 大鷹 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	平成26年 6月24日	令和元年 8月5日
			ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイレックス株式会社 代表取締役 大鷹 秀昭	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	平成26年 6月24日	令和元年 5月1日
			ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志	令和元年 5月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ゲオ今治鳥生店	今治市南鳥生町三丁目768番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ゲオ 代表取締役 沢田 晝代則	株式会社ゲオ 代表取締役 吉川 恭史	平成25年 4月1日	令和元年 8月5日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ゲオ 愛知県春日井市如意 申町五丁目11番3号	株式会社ゲオ 愛知県名古屋市中区 富士見町8番8号	平成25年 7月19日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年 月 日	届 出 の 年 月 日
サニーマート衣山店	松山市衣山一丁目17番地1 外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,900平方メートル	2,891平方メートル	令和2年 3月1日	令和元年 7月31日
		駐車場の位置及び収容台数	102台	9台		
		駐輪場の位置及び収容台数	50台	7台		
		荷さばき施設の位置及び面積	131平方メートル	171平方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時から午後12時まで	午前10時から午後8時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午前0時15分まで	午前9時45分から午後8時15分まで		

	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3 箇所	2 箇所		
--	-------------------	------	------	--	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第441号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
ゲオ今治鳥生店	今治市南鳥生町三丁目768番地1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	令和元年 8月6日	令和元年 8月5日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午前1時15分まで	午前8時45分から午前1時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時から午後5時まで	午前8時から午後5時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊方町大久地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・瀬戸第一地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和元年 8 月 21 日から 9 月 18 日まで

3 縦覧場所

伊方町役場本庁及び瀬戸総合支所

○愛媛県告示第443号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札 公 告 日
土木設計積算システム用端末機の借入れ (パーソナルコンピュータ220台)	愛媛県土木部土木管理課 技術企画室 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	令和元年 7 月 19 日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目 1 番地の 15	606,144円 (月額)	一般競争入札	令和元年 6 月 7 日

○愛媛県告示第444号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小川 - 2 211 - II - 67 (1)	松山市小川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
小川 - 4 211 - II - 69 (1)	松山市小川 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
中通 211 - II - 76 (1)	松山市中通 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
粟井 1 (2) 363 - II - 8 (2)	松山市中島粟井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
浅海本谷 1 号 211 - 1207	松山市浅海本谷 (次の図のとおり)	土石流
坊田 2 号 211 - 1237 - 2	松山市小山田 (次の図のとおり)	土石流
中村 1 号 211 - 1242	松山市立岩中村 (次の図のとおり)	土石流
河原上川 211 - 1243	松山市猿川 (次の図のとおり)	土石流
佐古 2 号 211 - 1263	松山市佐古 (次の図のとおり)	土石流

浅海本谷 2 号 211 - 2110	松山市浅海本谷 (次の図のとおり)	土石流
味栗 5 号 211 - 2112	松山市浅海原 (次の図のとおり)	土石流
石風呂 3 号 211 - 2114 - 1	松山市下難波 (次の図のとおり)	土石流
萩原 2 号 211 - 2115	松山市萩原 (次の図のとおり)	土石流
萩原 1 号 211 - 2116 - 6	松山市萩原 (次の図のとおり)	土石流
萩原 1 号 211 - 2116 - 8	松山市萩原 (次の図のとおり)	土石流
萩原 1 号 211 - 2116 - 12	松山市萩原 (次の図のとおり)	土石流
萩原 1 号 211 - 2116 - 13	松山市萩原 (次の図のとおり)	土石流
尾儀原下川 211 - 2118 - 1	松山市尾儀原 (次の図のとおり)	土石流
小山田下谷 211 - 2120	松山市小山田 (次の図のとおり)	土石流
大遊寺 1 号 211 - 2122 - 2	松山市猿川 (次の図のとおり)	土石流
大遊寺 1 号 211 - 2122 - 4	松山市猿川 (次の図のとおり)	土石流
儀式 4 号 211 - 2124	松山市儀式 (次の図のとおり)	土石流

儀式3号谷 211 - 2125	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	土石流	山狩川 363 - 1326 - 2	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流
儀式2号谷 211 - 2126	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	土石流	ボウノ ラク川 363 - 1331	松山市 長師 (次の 図のと おり)	土石流
天神谷 川 211 - 2127	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	岡ノ川 363 - 1341 - 3	松山市 宇和間 (次の 図のと おり)	土石流
米之野 1号谷 211 - 2130	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	岡ノ川 363 - 1341 - 4	松山市 宇和間 (次の 図のと おり)	土石流
大遊寺 3号谷 211 - 2141	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	ミズシ リ川 363 - 1345	松山市 熊田 (次の 図のと おり)	土石流
院内3号谷 211 - 2145 - 3	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	長畑川 363 - 1346 - 3	松山市 吉木 (次の 図のと おり)	土石流
院内4号谷 211 - 2149 - 3	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	奥の山 川 363 - 1351	松山市 饒 (次の 図のと おり)	土石流
客2号 谷 211 - 2152	松山市 客 (次の 図のと おり)	土石流	本 郷 川、黒 岩川 363 - 1353 - 1	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流
客1号 谷 211 - 2153 - 1	松山市 客 (次の 図のと おり)	土石流	古屋谷 363 - 1360	松山市 二神 (次の 図のと おり)	土石流
西谷3号 211 - 2154 - 2	松山市 西谷 (次の 図のと おり)	土石流	大久保 川 363 - 1375 - 2	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流
大浦4号谷 211 - J 038 - 1	松山市 大浦 (次の 図のと おり)	土石流	ミコノ メ川 363 - 2193	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流
大浦4号谷 211 - J 038 - 3	松山市 大浦 (次の 図のと おり)	土石流	サコダ 川 363 - 2194 - 1	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流
八反地 谷 211 - J 039	松山市 八反地 (次の 図のと おり)	土石流	ハマ川 363 - 2197	松山市 小浜 (次の 図のと おり)	土石流
下難波 3号谷 211 - J 040 - 3	松山市 下難波 (次の 図のと おり)	土石流	奥池川 363 - 2198 - 1	松山市 長師 (次の 図のと おり)	土石流
奥谷川 363 - 1322	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	トウノ クボ川 363 - 2203	松山市 神浦 (次の 図のと おり)	土石流
山狩川 363 - 1326 - 1	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	カゲノ ラク川 363 - 2205 - 1	松山市 神浦 (次の 図のと おり)	土石流

新地 2 号谷 363 - 2206	松山市 神浦 (次の 図のと おり)	土石流
畑里 2 号谷 363 - 2211 - 1	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び松山市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第445号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大浦 A 211 - I - 72 6(1)	松山市 大浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大浦 A 211 - I - 72 6(1)	松山市 大浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
下難波 211 - I - 73 1(1)	松山市 下難波 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	下難波 211 - I - 73 1(1)	松山市 下難波 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
庄 A 211 - I - 73 3(1)	松山市 庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	庄 A 211 - I - 73 3(1)	松山市 庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
庄 D 211 - I - 73 6(1)	松山市 庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	庄 D 211 - I - 73 6(1)	松山市 庄 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
萩原 211 - I - 73 7(1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	萩原 211 - I - 73 7(1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
坊田 211 - I - 74 0(1)	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	坊田 211 - I - 74 0(1)	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小山田 下 211 - I - 74 1(1)	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小山田 下 211 - I - 74 1(1)	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小山田 B 211 - I - 74 3(1)	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小山田 B 211 - I - 74 3(1)	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大遊寺 211 - I - 74 4(1)	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大遊寺 211 - I - 74 4(1)	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

片山 211 - I - 74 6(1)	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	片山 211 - I - 74 6(1)	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
尾儀原 B 211 - I - 75 0(1)	松山市 尾儀原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	尾儀原 B 211 - I - 75 0(1)	松山市 尾儀原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
横谷 211 - I - 75 2(1)	松山市 横谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	横谷 211 - I - 75 2(1)	松山市 横谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
開添 211 - I - 75 4(1)	松山市 睿 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	開添 211 - I - 75 4(1)	松山市 睿 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
安居島 211 - I - 75 5(1)	松山市 安居島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	安居島 211 - I - 75 5(1)	松山市 安居島 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
味栗 211 - I - 25 81(1)	松山市 浅海原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	味栗 211 - I - 25 81(1)	松山市 浅海原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
儀式 211 - I - 25 84(1)	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	儀式 211 - I - 25 84(1)	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
治良左 右工門 211 - I - 25 85(1)	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	治良左 右工門 211 - I - 25 85(1)	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大西谷 211 - I - 25 88(1)	松山市 大西谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大西谷 211 - I - 25 88(1)	松山市 大西谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高山 211 - I - 25 90(1)	松山市 河野高 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高山 211 - I - 25 90(1)	松山市 河野高 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
浅海原 211 - II - 1 (1)	松山市 浅海原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	浅海原 211 - II - 1 (1)	松山市 浅海原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
萩原 - 1 211 - II - 2 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	萩原 - 1 211 - II - 2 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
萩原 - 2 211 - II - 3 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	萩原 - 2 211 - II - 3 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
萩原 - 4 211 - II - 5 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	萩原 - 4 211 - II - 5 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
萩原 - 5 211 - II - 6 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	萩原 - 5 211 - II - 6 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大浦 - 1 211 - II - 7 (1)	松山市 大浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大浦 - 1 211 - II - 7 (1)	松山市 大浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

中村 - 2 211 - II - 39 (1)	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	中村 - 2 211 - II - 39 (1)	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大遊寺 - 1 211 - II - 40 (1)	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大遊寺 - 1 211 - II - 40 (1)	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
猿川 - 1 211 - II - 41 (1)	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	猿川 - 1 211 - II - 41 (1)	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
猿川 - 2 211 - II - 42 (1)	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	猿川 - 2 211 - II - 42 (1)	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
猿川原 - 1 211 - II - 43 (1)	松山市 猿川原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	猿川原 - 1 211 - II - 43 (1)	松山市 猿川原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
猿川原 - 2 211 - II - 44 (1)	松山市 猿川原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	猿川原 - 2 211 - II - 44 (1)	松山市 猿川原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
猪木 - 1 211 - II - 45 (1)	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	猪木 - 1 211 - II - 45 (1)	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
滝本 - 1 211 - II - 47 (1)	松山市 滝本 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	滝本 - 1 211 - II - 47 (1)	松山市 滝本 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
滝本 - 2 211 - II - 48 (1)	松山市 滝本 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	滝本 - 2 211 - II - 48 (1)	松山市 滝本 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
院内 - 1 211 - II - 49 (1)	松山市 院内・ 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	院内 - 1 211 - II - 49 (1)	松山市 院内・ 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
院内 - 2 211 - II - 50 (1)	松山市 院内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	院内 - 2 211 - II - 50 (1)	松山市 院内 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高田 - 1 211 - II - 51 (1)	松山市 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高田 - 1 211 - II - 51 (1)	松山市 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高田 - 2 211 - II - 52 (1)	松山市 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高田 - 2 211 - II - 52 (1)	松山市 高田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
九川 211 - II - 53 (1)	松山市 九川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	九川 211 - II - 53 (1)	松山市 九川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
高山 - 1 211 - II - 55 (1)	松山市 河野高 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	高山 - 1 211 - II - 55 (1)	松山市 河野高 山 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
佐古 - 1 211 - II - 56 (1)	松山市 佐古 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	佐古 - 1 211 - II - 56 (1)	松山市 佐古 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
常竹 - 1 211 - II - 57 (1)	松山市 常竹 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	常竹 - 1 211 - II - 57 (1)	松山市 常竹 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小川谷 - 2 211 - II - 59 (1)	松山市 小川谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小川谷 - 2 211 - II - 59 (1)	松山市 小川谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
平林 211 - II - 60 (1)	松山市 平林 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	平林 211 - II - 60 (1)	松山市 平林 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
麓 - 1 211 - II - 61 (1)	松山市 麓・平 林 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	麓 - 1 211 - II - 61 (1)	松山市 麓・平 林 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
麓 - 2 211 - II - 62 (1)	松山市 麓 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	麓 - 2 211 - II - 62 (1)	松山市 麓 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
麓 - 3 211 - II - 63 (1)	松山市 麓 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	麓 - 3 211 - II - 63 (1)	松山市 麓 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
客 211 - II - 64 (1)	松山市 客 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	客 211 - II - 64 (1)	松山市 客 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
本谷 211 - II - 65 (1)	松山市 本谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	本谷 211 - II - 65 (1)	松山市 本谷 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小川 - 1 211 - II - 66 (1)	松山市 小川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小川 - 1 211 - II - 66 (1)	松山市 小川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
小川 - 3 211 - II - 68 (1)	松山市 小川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	小川 - 3 211 - II - 68 (1)	松山市 小川 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
神田 211 - II - 70 (1)	松山市 正岡神 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	神田 211 - II - 70 (1)	松山市 正岡神 田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
大浦 - 3 211 - II - 71 (1)	松山市 大浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	大浦 - 3 211 - II - 71 (1)	松山市 大浦 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
萩原 - 6 211 - II - 72 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	萩原 - 6 211 - II - 72 (1)	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
才之原 (2) 211 - II - 73 (1)	松山市 才之原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	才之原 (2) 211 - II - 73 (1)	松山市 才之原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
尾儀原 211 - II - 74 (1)	松山市 尾儀原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	尾儀原 211 - II - 74 (1)	松山市 尾儀原 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり
夏目 211 - II - 75 (1)	松山市 夏目 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	夏目 211 - II - 75 (1)	松山市 夏目 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり

府庄 211 - II - 77 (1)	松山市府庄 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	府庄 211 - II - 77 (1)	松山市府庄 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	泊 363 - I - 79 1(1)	松山市神浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	泊 363 - I - 79 1(1)	松山市神浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐古 A 211 - II - 78 (1)	松山市佐古 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	佐古 A 211 - II - 78 (1)	松山市佐古 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	寺小路 363 - I - 79 2(1)	松山市神浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	寺小路 363 - I - 79 2(1)	松山市神浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神田 - I 211 - II - 79 (1)	松山市正岡神田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	神田 - I 211 - II - 79 (1)	松山市正岡神田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	麗 363 - I - 79 4(1)	松山市津和地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	麗 363 - I - 79 4(1)	松山市津和地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
才之原 - D 211 - III - 5 (2)	松山市才之原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	才之原 - D 211 - III - 5 (2)	松山市才之原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	東 363 - I - 79 6(1)	松山市津和地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東 363 - I - 79 6(1)	松山市津和地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船附 363 - I - 77 1(1)	松山市畑里 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船附 363 - I - 77 1(1)	松山市畑里 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大久保 363 - I - 79 7(1)	松山市津和地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大久保 363 - I - 79 7(1)	松山市津和地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝満 363 - I - 77 3(1)	松山市中島栗井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	滝満 363 - I - 77 3(1)	松山市中島栗井 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	元怒和 363 - I - 80 0(1)	松山市元怒和 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	元怒和 363 - I - 80 0(1)	松山市元怒和 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本郷 363 - I - 77 4(1)	松山市鏡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本郷 363 - I - 77 4(1)	松山市鏡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上怒和 B(1) 363 - I - 80 3(1)	松山市上怒和 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上怒和 B(1) 363 - I - 80 3(1)	松山市上怒和 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂ノ奥 B 363 - I - 77 5(1)	松山市鏡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坂ノ奥 B 363 - I - 77 5(1)	松山市鏡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上怒和 B(2) 363 - I - 80 4(1)	松山市上怒和 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上怒和 B(2) 363 - I - 80 4(1)	松山市上怒和 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂ノ奥 363 - I - 77 6(1)	松山市鏡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	坂ノ奥 363 - I - 77 6(1)	松山市鏡 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	本浦 363 - I - 80 7(1)	松山市二神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本浦 363 - I - 80 7(1)	松山市二神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
脇ノ平 363 - I - 77 7(1)	松山市吉木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	脇ノ平 363 - I - 77 7(1)	松山市吉木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	二神 A 363 - I - 80 8(1)	松山市二神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	二神 A 363 - I - 80 8(1)	松山市二神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里山 363 - I - 77 8(1)	松山市吉木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	里山 363 - I - 77 8(1)	松山市吉木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	二神 B 363 - I - 80 9(1)	松山市二神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	二神 B 363 - I - 80 9(1)	松山市二神 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
土井 363 - I - 78 0(1)	松山市熊田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	土井 363 - I - 78 0(1)	松山市熊田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	睦月 363 - I - 81 3(1)	松山市睦月 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	睦月 363 - I - 81 3(1)	松山市睦月 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城山 363 - I - 78 3(1)	松山市小浜・中島大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	城山 363 - I - 78 3(1)	松山市小浜・中島大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	沢ノ口 363 - I - 81 4(1)	松山市睦月 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	沢ノ口 363 - I - 81 4(1)	松山市睦月 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
汐入 363 - I - 78 4(1)	松山市小浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	汐入 363 - I - 78 4(1)	松山市小浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	山狩 363 - I - 25 98(1)	松山市中島大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	山狩 363 - I - 25 98(1)	松山市中島大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里 363 - I - 78 5(1)	松山市神浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	里 363 - I - 78 5(1)	松山市神浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	加治屋 363 - I - 25 99(1)	松山市熊田・吉木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	加治屋 363 - I - 25 99(1)	松山市熊田・吉木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
吉広田 363 - I - 78 8(1)	松山市宮野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	吉広田 363 - I - 78 8(1)	松山市宮野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大浦 1 363 - II - 1 (1)	松山市中島大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大浦 1 363 - II - 1 (1)	松山市中島大浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

睦月 4 363 - II - 62 (1)	松山市 睦月 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	睦月 4 363 - II - 62 (1)	松山市 睦月 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 4	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 4	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
馬頭山 II - 63 (1)	松山市 中島栗 井 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	馬頭山 II - 63 (1)	松山市 中島栗 井 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 5	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 5	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
熊田 5 II - 64 (1)	松山市 熊田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	熊田 5 II - 64 (1)	松山市 熊田 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 7	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 7	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野忽那 7 II - 65 (1)	松山市 野忽那 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	野忽那 7 II - 65 (1)	松山市 野忽那 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 9	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 9	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
睦月 1 363 - II - 67 (1)	松山市 睦月 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	睦月 1 363 - II - 67 (1)	松山市 睦月 (次の 図のと おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のと おり	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 10	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 10	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
坊田 2 号谷 211 - 1237 - 1	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	土石流	坊田 2 号谷 211 - 1237 - 1	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 11	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 11	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
横谷谷 211 - 1258	松山市 横谷 (次の 図のと おり)	土石流	横谷谷 211 - 1258	松山市 横谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	萩原 3 号谷 211 - 2117 - 1	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 3 号谷 211 - 2117 - 1	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
客川 211 - 1276 - 1	松山市 客 (次の 図のと おり)	土石流	客川 211 - 1276 - 1	松山市 客 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	萩原 3 号谷 211 - 2117 - 2	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 3 号谷 211 - 2117 - 2	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
客川 211 - 1276 - 2	松山市 客 (次の 図のと おり)	土石流	客川 211 - 1276 - 2	松山市 客 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	萩原 3 号谷 211 - 2117 - 3	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 3 号谷 211 - 2117 - 3	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
本谷 5 号 211 - 1283	松山市 本谷 (次の 図のと おり)	土石流	本谷 5 号 211 - 1283	松山市 本谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	尾儀原 下川 211 - 2118 - 2	松山市 尾儀原 (次の 図のと おり)	土石流	尾儀原 下川 211 - 2118 - 2	松山市 尾儀原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
原 2 号 川 211 - 2111	松山市 浅海原 (次の 図のと おり)	土石流	原 2 号 川 211 - 2111	松山市 浅海原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	尾儀原 下川 211 - 2118 - 3	松山市 尾儀原 (次の 図のと おり)	土石流	尾儀原 下川 211 - 2118 - 3	松山市 尾儀原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
新城川 211 - 2113	松山市 下難波 (次の 図のと おり)	土石流	新城川 211 - 2113	松山市 下難波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	小山田 谷 211 - 2119	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	土石流	小山田 谷 211 - 2119	松山市 小山田 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
石風呂 3 号谷 211 - 2114 - 2	松山市 下難波 (次の 図のと おり)	土石流	石風呂 3 号谷 211 - 2114 - 2	松山市 下難波 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大遊寺 2 号谷 211 - 2121	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	大遊寺 2 号谷 211 - 2121	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
萩原 1 号谷 211 - 2116 - 1	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 1	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大遊寺 1 号谷 211 - 2122 - 1	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	大遊寺 1 号谷 211 - 2122 - 1	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
萩原 1 号谷 211 - 2116 - 2	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 2	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大遊寺 1 号谷 211 - 2122 - 3	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	大遊寺 1 号谷 211 - 2122 - 3	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
萩原 1 号谷 211 - 2116 - 3	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	萩原 1 号谷 211 - 2116 - 3	松山市 萩原 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大遊寺 1 号谷 211 - 2122 - 5	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	大遊寺 1 号谷 211 - 2122 - 5	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

大遊寺 1号谷 211 - 2122 - 6	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	大遊寺 1号谷 211 - 2122 - 6	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	米之野 替森川 211 - 2135	松山市 米之野 (次の 図のと おり)	土石流	米之野 替森川 211 - 2135	松山市 米之野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
儀式6 号谷 211 - 2123	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	土石流	儀式6 号谷 211 - 2123	松山市 儀式 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	米之野 3号谷 211 - 2136	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	米之野 3号谷 211 - 2136	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄府2 号谷 211 - 2128 - 1	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	庄府2 号谷 211 - 2128 - 1	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	間前川 211 - 2137	松山市 立岩中 村 (次の 図のと おり)	土石流	間前川 211 - 2137	松山市 立岩中 村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄府2 号谷 211 - 2128 - 2	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	庄府2 号谷 211 - 2128 - 2	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	田中川 211 - 2138	松山市 立岩中 村 (次の 図のと おり)	土石流	田中川 211 - 2138	松山市 立岩中 村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄府3 号谷 211 - 2129 - 1	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	庄府3 号谷 211 - 2129 - 1	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	中村2 号谷 211 - 2139	松山市 立岩中 村 (次の 図のと おり)	土石流	中村2 号谷 211 - 2139	松山市 立岩中 村 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄府3 号谷 211 - 2129 - 2	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	庄府3 号谷 211 - 2129 - 2	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大遊寺 5号谷 211 - 2140	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	大遊寺 5号谷 211 - 2140	松山市 猿川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄府3 号谷 211 - 2129 - 3	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	庄府3 号谷 211 - 2129 - 3	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	滝本2 号谷 211 - 2142	松山市 滝本 (次の 図のと おり)	土石流	滝本2 号谷 211 - 2142	松山市 滝本 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄府1 号谷 211 - 2131 - 1	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	庄府1 号谷 211 - 2131 - 1	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	滝本1 号谷 211 - 2143	松山市 滝本 (次の 図のと おり)	土石流	滝本1 号谷 211 - 2143	松山市 滝本 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄府1 号谷 211 - 2131 - 2	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	庄府1 号谷 211 - 2131 - 2	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	猪木3 号谷 211 - 2144	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	土石流	猪木3 号谷 211 - 2144	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
庄府1 号谷 211 - 2131 - 3	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	庄府1 号谷 211 - 2131 - 3	松山市 庄府 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	院内3 号谷 211 - 2145 - 1	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	院内3 号谷 211 - 2145 - 1	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宝坂川 211 - 2132 - 1	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	宝坂川 211 - 2132 - 1	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	院内3 号谷 211 - 2145 - 2	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	院内3 号谷 211 - 2145 - 2	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
宝坂川 211 - 2132 - 2	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	宝坂川 211 - 2132 - 2	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	猪木2 号谷 211 - 2146 - 1	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	土石流	猪木2 号谷 211 - 2146 - 1	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
米之野 原川 211 - 2133 - 1	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	米之野 原川 211 - 2133 - 1	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	猪木2 号谷 211 - 2146 - 2	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	土石流	猪木2 号谷 211 - 2146 - 2	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
米之野 原川 211 - 2133 - 2	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	米之野 原川 211 - 2133 - 2	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	院内川 211 - 2147	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	土石流	院内川 211 - 2147	松山市 猪木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
米之野 2号谷 211 - 2134	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	米之野 2号谷 211 - 2134	松山市 立岩米 之野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	院内5 号谷 211 - 2148	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	院内5 号谷 211 - 2148	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
							院内4 号谷 211 - 2149 - 1	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	院内4 号谷 211 - 2149 - 1	松山市 院内 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

院内4号谷 211 - 2149 - 2	松山市院内 (次の図のとおり)	土石流	院内4号谷 211 - 2149 - 2	松山市院内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	上難波2号谷 211 - J 042	松山市上難波 (次の図のとおり)	土石流	上難波2号谷 211 - J 042	松山市上難波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
院内4号谷 211 - 2149 - 4	松山市院内 (次の図のとおり)	土石流	院内4号谷 211 - 2149 - 4	松山市院内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	安岡谷 211 - J 043	松山市安岡 (次の図のとおり)	土石流	安岡谷 211 - J 043	松山市安岡 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
院内4号谷 211 - 2149 - 5	松山市院内 (次の図のとおり)	土石流	院内4号谷 211 - 2149 - 5	松山市院内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	中村川 363 - 1321	松山市中島大浦 (次の図のとおり)	土石流	中村川 363 - 1321	松山市中島大浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牛谷川 211 - 2150	松山市牛谷 (次の図のとおり)	土石流	牛谷川 211 - 2150	松山市牛谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	シリナシ川 363 - 1324	松山市中島大浦 (次の図のとおり)	土石流	シリナシ川 363 - 1324	松山市中島大浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
麓谷 211 - 2151	松山市麓・平林 (次の図のとおり)	土石流	麓谷 211 - 2151	松山市麓・平林 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	天神川 363 - 1333 - 1	松山市宮野 (次の図のとおり)	土石流	天神川 363 - 1333 - 1	松山市宮野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
客1号 211 - 2153 - 2	松山市客 (次の図のとおり)	土石流	客1号 211 - 2153 - 2	松山市客 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	天神川 363 - 1333 - 2	松山市宮野 (次の図のとおり)	土石流	天神川 363 - 1333 - 2	松山市宮野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷3号 211 - 2154 - 1	松山市西谷 (次の図のとおり)	土石流	西谷3号 211 - 2154 - 1	松山市西谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	キョウメン川 363 - 1340	松山市神浦 (次の図のとおり)	土石流	キョウメン川 363 - 1340	松山市神浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷3号 211 - 2154 - 3	松山市西谷 (次の図のとおり)	土石流	西谷3号 211 - 2154 - 3	松山市西谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	岡ノ川 363 - 1341 - 1	松山市宇和間 (次の図のとおり)	土石流	岡ノ川 363 - 1341 - 1	松山市宇和間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷3号 211 - 2154 - 4	松山市西谷 (次の図のとおり)	土石流	西谷3号 211 - 2154 - 4	松山市西谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	岡ノ川 363 - 1341 - 2	松山市宇和間 (次の図のとおり)	土石流	岡ノ川 363 - 1341 - 2	松山市宇和間 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
本谷4号 211 - 2155	松山市本谷 (次の図のとおり)	土石流	本谷4号 211 - 2155	松山市本谷 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	大川 363 - 1343 - 1	松山市熊田 (次の図のとおり)	土石流	大川 363 - 1343 - 1	松山市熊田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
九川谷 211 - 2156	松山市九川 (次の図のとおり)	土石流	九川谷 211 - 2156	松山市九川 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	大川 363 - 1343 - 2	松山市熊田 (次の図のとおり)	土石流	大川 363 - 1343 - 2	松山市熊田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大浦4号谷 211 - J 038 - 2	松山市大浦 (次の図のとおり)	土石流	大浦4号谷 211 - J 038 - 2	松山市大浦 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	長畑川 363 - 1346 - 1	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	長畑川 363 - 1346 - 1	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下難波3号谷 211 - J 040 - 1	松山市下難波 (次の図のとおり)	土石流	下難波3号谷 211 - J 040 - 1	松山市下難波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	長畑川 363 - 1346 - 2	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	長畑川 363 - 1346 - 2	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下難波3号谷 211 - J 040 - 2	松山市下難波 (次の図のとおり)	土石流	下難波3号谷 211 - J 040 - 2	松山市下難波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	大谷 363 - 1347 - 1	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	大谷 363 - 1347 - 1	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下難波3号谷 211 - J 040 - 4	松山市下難波 (次の図のとおり)	土石流	下難波3号谷 211 - J 040 - 4	松山市下難波 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	大谷 363 - 1347 - 2	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	大谷 363 - 1347 - 2	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
阿部ヶ谷 211 - J 041	松山市院内・高田 (次の図のとおり)	土石流	阿部ヶ谷 211 - J 041	松山市院内・高田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	大谷 363 - 1347 - 3	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	大谷 363 - 1347 - 3	松山市吉木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

大谷 363 - 1347 - 4	松山市 吉木 (次の 図のと おり)	土石流	大谷 363 - 1347 - 4	松山市 吉木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	久主神 川 363 - 2196	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	久主神 川 363 - 2196	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西栄川 363 - 1349 - 1	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	西栄川 363 - 1349 - 1	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	奥池川 363 - 2198 - 2	松山市 長師 (次の 図のと おり)	土石流	奥池川 363 - 2198 - 2	松山市 長師 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西栄川 363 - 1349 - 2	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	西栄川 363 - 1349 - 2	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	昭和池 川 363 - 2199 - 1	松山市 長師 (次の 図のと おり)	土石流	昭和池 川 363 - 2199 - 1	松山市 長師 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
西栄川 363 - 1349 - 3	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	西栄川 363 - 1349 - 3	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	昭和池 川 363 - 2199 - 2	松山市 長師 (次の 図のと おり)	土石流	昭和池 川 363 - 2199 - 2	松山市 長師 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
日ノ浦 川 363 - 1350	松山市 饒 (次の 図のと おり)	土石流	日ノ浦 川 363 - 1350	松山市 饒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	ヲナガ シ川 363 - 2200 - 1	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	ヲナガ シ川 363 - 2200 - 1	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
坂の奥 川 363 - 1352	松山市 饒 (次の 図のと おり)	土石流	坂の奥 川 363 - 1352	松山市 饒 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	ヲナガ シ川 363 - 2200 - 2	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	ヲナガ シ川 363 - 2200 - 2	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
本 郷 川、 岩川 363 - 1353 - 2	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	本 郷 川、 岩川 363 - 1353 - 2	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	タケノ ウエ川 363 - 2201	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	タケノ ウエ川 363 - 2201	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
流谷川 363 - 1374	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流	流谷川 363 - 1374	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大久保 川 ⁽¹⁾ 363 - 2202 - 1	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	大久保 川 ⁽¹⁾ 363 - 2202 - 1	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大久保 川 363 - 1375 - 1	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流	大久保 川 363 - 1375 - 1	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	大久保 川 ⁽¹⁾ 363 - 2202 - 2	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	大久保 川 ⁽¹⁾ 363 - 2202 - 2	松山市 宮野 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
クリヤ 川 363 - 2192 - 1	松山市 中島粟 井 (次の 図のと おり)	土石流	クリヤ 川 363 - 2192 - 1	松山市 中島粟 井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	コヲト ノラク 川 363 - 2204	松山市 神浦 (次の 図のと おり)	土石流	コヲト ノラク 川 363 - 2204	松山市 神浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
クリヤ 川 363 - 2192 - 2	松山市 中島粟 井 (次の 図のと おり)	土石流	クリヤ 川 363 - 2192 - 2	松山市 中島粟 井 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	カゲノ ラク川 363 - 2205 - 2	松山市 神浦 (次の 図のと おり)	土石流	カゲノ ラク川 363 - 2205 - 2	松山市 神浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
サコダ 川 363 - 2194 - 2	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	サコダ 川 363 - 2194 - 2	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	寺ヶ市 谷 363 - 2207	松山市 吉木 (次の 図のと おり)	土石流	寺ヶ市 谷 363 - 2207	松山市 吉木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
流内川 363 - 2195 - 1	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	流内川 363 - 2195 - 1	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	サコ谷 363 - 2208 - 1	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	サコ谷 363 - 2208 - 1	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
流内川 363 - 2195 - 2	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	流内川 363 - 2195 - 2	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	サコ谷 363 - 2208 - 2	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	サコ谷 363 - 2208 - 2	松山市 饒・吉 木 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
流内川 363 - 2195 - 3	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	流内川 363 - 2195 - 3	松山市 中島大 浦 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり	畑里 1 号谷 363 - 2209	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	畑里 1 号谷 363 - 2209	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
							半ノ田 川 363 - 2210	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	半ノ田 川 363 - 2210	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

畑里 2 号谷 363 - 2211 - 2	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	畑里 2 号谷 363 - 2211 - 2	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
畑里 2 号谷 363 - 2211 - 3	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	畑里 2 号谷 363 - 2211 - 3	松山市 畑里 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
カゲ 1 号谷 363 - 2212	松山市 二神 (次の 図のと おり)	土石流	カゲ 1 号谷 363 - 2212	松山市 二神 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
シャノ キ谷 363 - 2213	松山市 上怒和 (次の 図のと おり)	土石流	シャノ キ谷 363 - 2213	松山市 上怒和 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大久保 川 ⁽²⁾ 363 - 2214	松山市 上怒和 (次の 図のと おり)	土石流	大久保 川 ⁽²⁾ 363 - 2214	松山市 上怒和 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
村ノ内 4号谷 363 - 2215	松山市 上怒和 (次の 図のと おり)	土石流	村ノ内 4号谷 363 - 2215	松山市 上怒和 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小原谷 ⁽¹⁾ 363 - 2216	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流	小原谷 ⁽¹⁾ 363 - 2216	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小原谷 ⁽²⁾ 363 - 2217	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流	小原谷 ⁽²⁾ 363 - 2217	松山市 元怒和 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、中予地方局建設部及び松山市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第446号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市周布開田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 宅 収	西条市吉田249番地
"	宇佐美 政 夫	西条市吉田1290番地 2
"	眞 田 吉 幸	西条市吉田371番地
"	一 色 宣 征	西条市周布1591番地
"	河 淵 仁	西条市周布1494番地 8
"	豊 嶋 祥一郎	西条市北条1490番地 1
"	寺 田 幸 雄	西条市石田203番地 4
"	福 田 容 造	西条市丹原町田野上方113番地 2
"	越 智 道 博	西条市吉田491番地
"	佐 山 弘 保	西条市吉田1487番地
"	越 智 康 博	西条市吉田628番地 1
"	越 智 富 夫	西条市吉田563番地
"	伊 藤 博	西条市周布180番地 2
"	兼 井 光 範	西条市丹原町田野上方202番地
"	日 野 勉	西条市吉田339番地

監 事	越 智 勝 治	西条市吉田657番地 5
"	青 野 栄 一	西条市吉田513番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 宅 収	西条市吉田249番地
"	宇佐美 政 夫	西条市吉田1290番地 2
"	眞 田 吉 幸	西条市吉田371番地
"	一 色 宣 征	西条市周布1591番地
"	河 淵 仁	西条市周布1494番地 8
"	豊 嶋 祥一郎	西条市北条1490番地 1
"	寺 田 幸 雄	西条市石田203番地 4
"	福 田 容 造	西条市丹原町田野上方113番地 2
"	一 色 康 浩	西条市吉田347番地
"	越 智 道 博	西条市吉田491番地
"	佐 山 弘 保	西条市吉田1487番地
"	越 智 康 博	西条市吉田628番地 1
"	越 智 富 夫	西条市吉田563番地
"	伊 藤 博	西条市周布180番地 2
"	兼 井 光 範	西条市丹原町田野上方202番地
監 事	近 藤 通 利	西条市吉田601番地 1
"	眞 田 洋 子	西条市吉田669番地 3

○愛媛県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市喜多台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 路 芳 正	西条市喜多台76番地
"	中 川 英 隆	西条市喜多台92番地
"	中 川 伸 之	西条市喜多台38番地
"	秋 川 隆 幸	西条市国安354番地 9
"	中 路 市 郎	西条市喜多台240番地
監 事	中 路 博	西条市喜多台227番地 2
"	越 智 和 男	西条市喜多台61番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	中 路 芳 正	西条市喜多台76番地
"	中 川 英 隆	西条市喜多台92番地
"	渡 部 宏 憲	西条市喜多台78番地
"	秋 川 隆 幸	西条市国安354番地 9
"	中 路 市 郎	西条市喜多台240番地
監 事	中 路 博	西条市喜多台227番地 2
"	中 川 伸 之	西条市喜多台38番地

○愛媛県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 上 和 則	今治市東村 2 丁目 1 番 25 号
"	近 藤 徹 也	今治市喜田村 4 丁目 13 番 35 号
"	白 石 通	今治市松木 44 番地の 1
"	越 智 米 明	今治市上徳甲 457 番地 1
"	白 石 邦 尚	今治市四村 86 番地
"	渡 邊 淳	今治市中寺 653 番地
"	阿 部 邦 夫	今治市新谷甲 1113 番地
"	越 智 久 弘	今治市玉川町小鴨部甲 361 番地
"	高 尾 健 次	今治市高橋甲 164 番地
"	長 野 英 雄	今治市別名 699 番地 1
"	仙 波 洋 一	今治市小泉 1 丁目 6 番 13 号
"	越 智 正 博	今治市片山 2 丁目 10 番 16 号
"	宇 高 久 敏	今治市馬越町 3 丁目 1 番 7 号
"	谷 口 尚 温	今治市山路 292 番地
"	玉 井 榮 治	今治市南日吉町 3 丁目 1 番 7 号
"	上 田 忠	今治市美須賀町 2 丁目 3 番地の 1
"	長 島 清 志	今治市大正町 7 丁目 1 番 3 号
"	矢 野 丈 一	今治市石井町 3 丁目 2 番 14 号
"	砂 田 虎 善	今治市八町西 5 丁目 1 番 26 号
"	近 本 静 信	今治市辻堂 2 丁目 3 番 47 号
"	渡 邊 一 利	今治市横田町 1 丁目 8 番 15 号
監 事	秋 山 浩 二	今治市上徳甲 494 番地 2
"	渡 邊 久 人	今治市高橋甲 1634 番地
"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町 3 丁目 1 番 18 号
"	佐 伯 洋 一	今治市大正町 4 丁目 3 番 5 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	砂 原 吉 隆	今治市東村 3 丁目 2 番 30 号
"	越 智 米 明	今治市上徳甲 457 番地 1
"	永 井 豊	今治市松木 6 番地の 6
"	近 藤 徹 也	今治市喜田村 4 丁目 13 番 35 号
"	橋 常 雄	今治市五十嵐甲 409 - 6
"	白 石 邦 尚	今治市四村 86 番地
"	藤 本 賢 二	今治市徳重 259 番地 4
"	宇 高 宜 彦	今治市中寺 646 番地
"	本 宮 成 長	今治市中寺 159 番地 2
"	阿 部 邦 夫	今治市新谷甲 1113 番地
"	阿 部 豊	今治市玉川町小鴨部甲 355 番地
"	越 智 博 正	今治市高橋甲 723 番地 5
"	高 尾 健 次	今治市高橋甲 164 番地
"	越 智 寅 夫	今治市高橋甲 1221 番地 3
"	長 野 幸 造	今治市別名 721 番地の 1
"	川 原 保	今治市別名 143 番地 1

"	仙 波 洋 一	今治市小泉 1 丁目 6 番 13 号
"	宇 高 久 敏	今治市馬越町 3 丁目 1 番 7 号
"	小 川 真 弘	今治市片山 1 丁目 1 番 1 号
"	谷 口 尚 温	今治市山路 292 番地
"	長 島 清 志	今治市大正町 7 丁目 1 番 3 号
"	土 岐 辰 紀	今治市高地町 2 丁目甲 2121 番地 1
"	玉 井 榮 治	今治市南日吉町 3 丁目 1 番 7 号
"	上 田 忠	今治市美須賀町 2 丁目 3 番地の 1
"	田 窪 憲 二	今治市山方町 2 丁目甲 1152 番地
"	岡 田 公 一	今治市石井町 3 丁目 5 番 68 号
"	矢 野 丈 一	今治市石井町 3 丁目 2 番 14 号
"	砂 田 虎 善	今治市八町西 5 丁目 1 番 26 号
"	近 本 静 信	今治市辻堂 2 丁目 3 番 47 号
"	石 川 博	今治市郷本町 1 丁目 1 番 22 号
"	櫛 部 和 彦	今治市南高下町 1 丁目 1 番 24 号
"	小 川 顯 一 郎	今治市土橋町 1 丁目 6 番 3 号
監 事	秋 山 浩 二	今治市上徳甲 494 番地 2
"	友 澤 和 郎	今治市小泉 2 丁目 9 番 12 号
"	真 木 崇	今治市北日吉町 2 丁目 2 番 40 号
"	岡 林 興 通	今治市郷新屋敷町 3 丁目 1 番 18 号

○愛媛県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市北条土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松前町筒井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	常 盤 勝 利	伊予郡松前町大字筒井 258
"	大 淵 康 高	伊予郡松前町大字筒井 1869
"	石 丸 敏 彦	伊予郡松前町大字筒井 262 - 1
"	早 崎 信 行	伊予郡松前町大字筒井 1814
"	門 田 守 弘	伊予郡松前町大字筒井 169
"	仙 波 俊 彦	伊予郡松前町大字筒井 220
"	赤 星 文 人	伊予郡松前町大字筒井 10 - 2
"	石 丸 正 明	伊予郡松前町大字筒井 231 - 3
"	中 島 正 直	伊予郡松前町大字筒井 257
"	豊 田 年 秋	伊予郡松前町大字筒井 276 - 1
監 事	一 色 正 人	伊予郡松前町大字筒井 395 - 2
"	國 田 郁 夫	伊予郡松前町大字筒井 175

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	常 盤 勝 利	伊予郡松前町大字筒井258
"	大 淵 康 高	伊予郡松前町大字筒井1869
"	石 丸 敏 彦	伊予郡松前町大字筒井262 - 1
"	早 崎 信 行	伊予郡松前町大字筒井1814
"	門 田 守 弘	伊予郡松前町大字筒井169
"	古 川 義 臣	伊予郡松前町大字筒井174

"	古 川 泉	伊予郡松前町大字筒井222
"	石 丸 正 明	伊予郡松前町大字筒井231 - 3
"	一 色 正 人	伊予郡松前町大字筒井395 - 2
"	持 田 芳 経	伊予郡松前町大字筒井10 - 2
監 事	仙 波 俊 彦	伊予郡松前町大字筒井220
"	國 田 郁 夫	伊予郡松前町大字筒井175

○愛媛県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第22号 令和元年 8 月 8 日	伊予市下吾川字南西原1586番 2、1586番 7、1587番 1、1588番 1、1588番 2、1596番 6、1588番 1 地先農道、1588番 2 地先農道	松山市井門町373番地 1 株式会社 上浮穴エム・シー

○愛媛県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第23号 令和元年 8 月 8 日	伊予郡松前町大字鶴吉字西之前524番 5	松山市畑寺 1 丁目 4 番38号 ブランドール門屋 A 201号 水 口 祐 誠

○愛媛県告示第453号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	愛媛県立今治病院	宇都宮 大地	今治市石井町 4 丁目 5 番 5 号	令和元年 8 月 1 日
肝 臓 機 能 障 害	内 科	泉 川 診 療 所	吉 田 克 己	新居浜市瀬戸町 1 - 2	令和元年 8 月 1 日
肢体不自由、心臓・呼吸器機能障害	小 児 科	市立八幡浜総合病院	渡 部 竜 助	八幡浜市大平 1 番耕地638番地	令和元年 8 月 1 日

○愛媛県告示第454号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
村 上 雅 博	公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233番地	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804	令和元年 7 月 1 日

○愛媛県告示第455号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢 体 不 自 由	内科、リハビリテーション科	伊 予 病 院	奥 村 淳 子	伊予市八倉906番地 5	令和元年 7 月 9 日

○愛媛県告示第456号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指 定 障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850400049	新愛商事株式会社	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地1050番地	上 村 容 志 枝	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所めだかミニスクール	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目4番12号	令和元年 7 月 23 日

○愛媛県告示第457号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 1) 第 17370 号	令和元年 8 月 6 日	坂本工業(株)	坂本 二郎	大洲市徳森2413 - 14	令和元年 7 月 9 日	石工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 28) 第 7647 号	平成28年 5 月 25 日	松本建設(株)	松本 知也	大洲市北只116 - 2	令和元年 7 月 11 日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 27) 第 3707 号	平成27年 12 月 28 日	ミヨシ装飾	三好 和男	宇和島市恵美須町 1 - 2 - 3	令和元年 7 月 30 日	内装仕上工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年 8 月 20 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

IC免許証記載事項変更装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

IC免許証記載事項変更装置一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089) 934 0110

- (2) 入札書の受領期限

令和元年 9 月 30 日 (月) 午後 1 時 30 分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1) に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和元年 9 月 30 日 (月) 午後 1 時 30 分

愛媛県警察本部 2 階 聴聞室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則 (昭和 45 年愛媛県規則第 18 号) 第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 事前提出書類の受領期限

公告の日から令和元年 9 月 24 日 (火) 午後 5 時 15 分まで。

- (5) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to change information of IC chip Driver 's license , 1 set

- (2) Time limit of tender: 1:30 p . m . , 30 , September , 2019

- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110